

第3章 ● 実施計画

この実施計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間の前期実施計画です。あらゆる分野に関連する事業の中でも、特に次の6項目を最重点課題として掲げ、取り組んでいきます。

重点課題 1 男女共同参画推進のための基盤を整備します

拠点機能のあり方を検討し、整備を図ります。
推進条例制定・宣言実施を進めます。
庁内組織の強化と担当部署の設置を図ります。
相談窓口の整備を図ります。

重点課題 2 男女共同参画を市民との協働により推進します

「守谷市男女共同参画推進委員会」による、市の取組に対する定期的な評価を実施します。
多様な学習機会と情報を提供します。

具体的事業の区分について

- 継続・・・現在実施している事業を継続する
- 拡充・・・現在実施している事業を更に拡充する
- 新規・・・前期計画期間（平成17年度～平成21年度）において新たに実施する

計画を推進するための基本的方向と具体的施策

基本目標 1 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立

主要課題 1 ● 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の方向 1 ● 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
1	教育活動全体を通じた人権教育の実施	各教科の指導,学級活動,その他教育活動全体を通して,人権を尊重する意識や態度を育てる。男女混合名簿を採用する。	継続	指導室
2	道徳教育を通じた男女平等教育の実施	道徳の時間における人権教育を実施する。	継続	指導室
3	総合的な学習の時間を通じた人権教育の実施	市内小中学校の総合的な学習の時間においてゲストティーチャーを調整,支援する。	継続	社会福祉協議会
4	教職員への平等教育の徹底	男女平等観の向上を目指し,教職員の研修の充実を図る。	継続	指導室 くらしの支援課
5	家庭科教育の充実	共修による家庭科教育を通して,家族や子育てについての学習を図る。	継続	指導室

施策の方向 2 ● 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
6	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し,学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め,交流を深める。	継続	生涯学習課
7	合同家庭教育学級の開催	小学校,中学校と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催する。	継続	生涯学習課
8	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い,パートナーとの関係を見つめ直し,尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりをする。	継続	保健センター

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区 分	担 当 課
9	子育てハンドブック作成・配布	母子健康手帳交付時に、子育てハンドブックを配布し、家庭における子育ての情報提供をする。	継続	児童福祉課
10	男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした、簡単な料理法を習得できる講座を開設する。	継続	生涯学習課
11	地域活動における男女共同参画の推進	男女が共に自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための啓発を行う。	新規	くらしの支援課

施策の方向3 ● 社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区 分	担 当 課
12	生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進のため、諸施策について検討し、充実を図る。	継続	生涯学習課
13	生涯学習フェスティバルの開催	市民の自由参加のもと、市内で行われている学習活動などを通じて、生涯学習の輪を広げることが目的に開催する。	継続	生涯学習課
14	地区公民館運営協力員の設置	地区公民館事業に関する企画・立案をし、地域にあった公民館事業の展開を図る。	継続	生涯学習課
15	女性セミナーの充実	体験学習や講座を通し、参加者相互の交流を図る。	継続	生涯学習課
16	もりやいきいきライフリーダーバンクの設置	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	拡充	生涯学習課
17	男女共同参画推進の拠点機能の整備	男女共同参画推進のための拠点機能のあり方を検討する。	新規	くらしの支援課
11 再	地域活動における男女共同参画の推進	男女が共に自治会活動、コミュニティ活動へ参画することを促進するための啓発を行う。	新規	くらしの支援課

主要課題 2 ● 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

施策の方向 1 ● 男女共同参画に関する意識啓発

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
18	男女共同参画に関する情報の提供	図書、資料、国・県・他自治体、大学等の情報の資料、ビデオ等の整備を図り、情報を提供する。	新規	くらしの支援課 中央図書館
19	男女共同参画推進員との連携による広報・啓発活動の実施	茨城県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、広報・啓発活動を行う。	新規	くらしの支援課
20	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	拡充	くらしの支援課

施策の方向 2 ● 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
21	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報もりや、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	継続	くらしの支援課
22	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	新規	くらしの支援課

施策の方向 3 ● 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
23	男女共同参画に関する法令等の周知	「男女共同参画社会基本法」等の周知を図る。	新規	くらしの支援課
24	男女共同参画に関する法律や制度理解のための講座の開設	男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解するための講座を開設する。	新規	くらしの支援課
25	社会制度や慣行に関する調査・研究	男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行う。	新規	くらしの支援課

施策の方向4 ● 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
26	男女共同参画推進条例の研究	男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりとして、条例制定に向けた研究・検討を行う。	新規	くらしの支援課
27	男女共同参画都市宣言実施に向けての検討	男女共同参画都市宣言を実施するための検討を行う。	新規	くらしの支援課

主要課題3 ● 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向1 ● ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
28	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを踏まえ、防止に向けて取り組むための啓発活動を行う。	新規	くらしの支援課
29	ドメスティック・バイオレンスに関する調査研究情報の収集と提供	ドメスティック・バイオレンスの実態や、暴力が子どもへもたらす影響について把握するため、関係機関による調査研究情報を収集し、提供する。	新規	くらしの支援課

施策の方向2 ● セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
30	セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナー等を開催する。	新規	くらしの支援課
31	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発の実施	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底について働きかける。	新規	経済課 くらしの支援課

施策の方向 3 ● 相談体制の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
32	男女間における暴力に関する相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンス, セクシュアル・ハラスメント等に関し, 女性の人権尊重を第一に考えた相談体制を充実する。	拡充	保健センター くらしの支援課
33	人権相談の充実	人権擁護委員による相談を充実させる。	継続	くらしの支援課
34	法律相談	弁護士による相談を充実させる。	継続	くらしの支援課
35	心の健康相談	精神科医師, 心理相談員, 精神保健福祉士による人権, 虐待を含めた相談及び関係機関との連携を図る。	継続	保健センター
36	相談業務に携わる市職員研修の実施	問題解決に向けて, 質の高い相談や情報を提供できるよう, 相談業務に携わる市職員研修を実施する。	新規	総務課
37	関係機関とのネットワークの整備	国, 県, 被害者の保護にかかわる関係機関とのネットワークの整備を図る。	新規	くらしの支援課
38	被害者の住民票写しの交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り, 加害者への住民票交付を制限する。	継続	総合窓口課

主要課題 4 ● メディアにおける人権の尊重

施策の方向 1 ● 男女の人権を尊重した情報発信の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
39	人権を尊重した表現の推進に向けた啓発の推進	男女共同参画の視点に立った情報の発信について, 広報もりや・ホームページ等で啓発を行う。事業所等が発行する広報物等に対して人権への配慮がなされるよう働きかける。	新規	くらしの支援課
40	市広報紙・出版物におけるガイドラインの作成	男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物に関するガイドラインを作成し, 男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	継続	秘書課
41	市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進	市ホームページにおいて, 男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	継続	企画課

施策の方向2 ● 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）向上の促進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
42	広報紙・ホームページ等における情報活用に関する啓発の推進	広報もりや等を通して情報を活用できる能力の向上に関する理解の促進を図る。	新規	くらしの支援課
43	情報活用能力の育成と情報モラル教育の実施	インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に対応できる能力育成に努める。	継続	指導室

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題 1 ● 政策・方針決定の場への女性の参画促進

施策の方向 1 ● 女性の政治参画意識の向上促進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
44	選挙啓発の実施	市民の選挙への関心を高めるため、啓発冊子の配布などによる選挙啓発に努める。	継続	総務課
45	議会だよりによる啓発の推進	議会だよりを発行することにより、政策・方針決定の場への女性の参画意識を高める。	継続	議会事務局
46	議会傍聴の促進	定例議会の一般質問における傍聴を推進する。	継続	議会事務局
47	学習会や講座の開設	政治に対する関心を高めるための学習会や講座を開設する。	新規	くらしの支援課
48	審議会等の会議公開制度	審議会等の会議を公開し、市政への参画意識を高め、積極的に参加できる環境づくりに努める。	継続	総務課

施策の方向 2 ● 審議会・委員会への女性の積極的登用

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
49	審議会等への女性委員の登用促進	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、全ての審議会等の女性委員構成割合 30% 以上を目標とし、女性の積極的登用について働きかけ、女性委員のいない審議会の解消を図る。	継続	総務課
50	審議会等委員の公募制の導入	公募制を取り入れ、女性の積極的登用を図る。	継続	総務課
51	女性人材バンクの開設	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	新規	くらしの支援課

施策の方向3 ● 市・事業所・団体における女性の参画促進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
52	職場内慣行見直しのための啓発の推進	事業所等における職場内慣行や性別による固定的役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	新規	くらしの支援課
53	事業所・団体への女性管理職登用についての啓発の推進	事業所等における女性管理職登用状況や登用目標値の設定といった事例についての情報収集・提供を行い、女性の活用に関する啓発活動を行う。	新規	経済課 くらしの支援課
54	女性管理職登用状況調査の実施	事業所に対して、女性の管理職登用の現状についての調査を検討する。	新規	くらしの支援課
55	地域活動などの方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体の方針決定の場への女性の参画を促進するため、啓発を行う。	継続	くらしの支援課

主要課題2 ● 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

施策の方向1 ● 性別による固定的役割分担意識の解消

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
20 再	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	拡充	くらしの支援課
21 再	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報もりや、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	継続	くらしの支援課
22 再	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	新規	くらしの支援課
56	各種講座の開設	各種講座等に男女共同参画の視点を導入し、男女が共に学び、協力し合う機会を提供する。	継続	生涯学習課
57	多様なライフスタイルを尊重する意識を育む啓発の推進	家庭生活や地域社会へ参画する多様なライフスタイルについての情報収集と提供を行い、意識啓発を図る。	新規	くらしの支援課

施策の方向 2 ● 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
58	家庭責任の分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく消費生活について広報・啓発する。	拡充	くらしの支援課
10 再	男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした、簡単な料理法を習得できる講座を開設する。	継続	生涯学習課
8 再	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりをする。	継続	保健センター
59	子育て教室の実施	仲間づくりとともに、仲間との会話や活動により自分の子育てを振り返り、家族との過ごし方や生き方を探る機会を提供する。	継続	保健センター
6 再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課
60	介護に関する講座の開設	介護の知識・技術習得のため、介護に関する講座を開設する。	継続	介護福祉課

施策の方向 3 ● 男女が共に参画する地域活動の促進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
11 再	地域活動における男女共同参画の推進	男女が共に自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための啓発を行う。	新規	くらしの支援課
61	社協だよりの発行による啓発の推進	地域での福祉活動等の情報提供と、意識の高揚を図る。	継続	社会福祉協議会
62	市民活動支援センターの運営・整備	市民活動の拠点となるセンターを運営・整備し、コーディネーターを育成するとともに、市民のボランティア活動等を支援する。	継続	くらしの支援課
63	ボランティア活動等に関する情報提供・相談窓口の充実	市民のボランティア活動等への参画を促進するため、地域で活動している団体等の情報を収集し、提供する。	継続	社会福祉協議会 くらしの支援課

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
64	ボランティア講座等の開設	ボランティア活動等への参加促進と理解を図るための講座を開設する。	継続	社会福祉協議会 くらしの支援課
65	地域活動団体への支援	地域で活動する団体を支援し、地域活動の活性化を図る。	継続	社会福祉協議会 くらしの支援課
66	交通安全ボランティアの推進	交通安全母の会、幼児交通安全ひまわりクラブ、地域住民の連携による活動を推進する。	継続	社会福祉協議会 くらしの支援課
67	環境美化の日の参加促進	全市民に呼びかけ、地域におけるゴミ拾いを行う。年間3回実施する。	継続	生活環境課
16 再	もりやいきいきライフリーダーバンクの設置	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	拡充	生涯学習課
68	学校行事に参加しやすい環境の整備	学校開放、人材バンクの活用、ゲストティーチャーの導入により、PTA活動等への参加がしやすい環境整備をする。	継続	指導室
69	市実施事業における託児制度の導入	市が主催する事業において、地域活動に積極的に参加できるよう、託児制度の導入を図る。	拡充	くらしの支援課

主要課題3 ● 国際社会への参画

施策の方向1 ● 情報の収集と提供

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
70	海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的動向について、情報を収集し、提供する。	拡充	くらしの支援課

施策の方向 2 ● 国際理解，国際交流の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
71	国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し，国際理解を深め，広い視野を持つための学習環境の整備を図る。	継続	指導室
72	姉妹都市交流の促進	姉妹都市（ドイツ連邦共和国マインブルク市・アメリカ合衆国グリーリー市）との相互交流を促進し，地域における市民参加による国際交流を推進する。	継続	くらしの支援課
73	青少年海外派遣事業の実施	青少年の国際的視野を広げるために，市内の中高生を海外姉妹都市へ派遣し，異文化の理解を図る。	継続	くらしの支援課
74	国際交流サロンの開催	市内在住の外国人と市民の交流の場として国際交流協会が主催する事業を支援し，各国の文化を学び，在住外国人との相互理解を深めるきっかけづくりの場を提供する。	継続	くらしの支援課
75	ハーモニーフライト事業への支援	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に，県主催ハーモニーフライト事業への参加を支援する。	継続	くらしの支援課

施策の方向 3 ● 外国人が暮らしやすい環境づくり

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
76	外国人を対象とした日本語講座の開設	外国人を対象に国際交流協会が主催する「ボランティアによる日本語講座」を支援する。	継続	くらしの支援課
77	外国語による情報の提供	市内の外国人が地域の一員として生活しやすいよう，ホームページで外国人向けの情報を提供したり，外国語による生活便利帳を作成する。	継続	くらしの支援課
78	外国人を対象とした相談体制の確立	国際交流員（CIR）を中心とした，在住外国人を対象とした相談体制の整備を図る。	継続	くらしの支援課

基本目標3 雇用の場における男女平等の推進

主要課題1 ● 雇用の場における男女平等の確保

施策の方向1 ● 雇用の場における男女の機会均等の徹底

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
79	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進	事業者、市民に対して「男女雇用機会均等法」等の周知徹底を図る。	継続	経済課 くらしの支援課
80	就業状況に関する調査の実施	女性労働者の就業状況を把握するため、「男女雇用機会均等法」の実施状況について調査を実施する。	新規	くらしの支援課

施策の方向2 ● 女性の能力発揮促進のための支援

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
81	能力発揮促進のための情報収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	継続	経済課
82	就業に関する情報の収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	継続	経済課
83	新しい就業形態に関する情報提供の充実	S O H O(注1)やテレワーク(注2)などの情報技術を活用した新しい就業形態を促進するため、情報提供の充実を図る。	新規	経済課
84	各種講座・セミナーの開設	女性の能力開発のための講座やセミナーを開設する。	新規	経済課 くらしの支援課

(注1) S O H O : Small Office Home Office の略。情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態のこと。

(注2) テレワーク：情報通信を活用した遠隔型の就労形態のこと。その形態の一つとして、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先で仕事をする「モバイルワーク」などがある。

主要課題 2 ● 職場生活と家庭生活の両立支援

施策の方向 1 ● 職場における両立支援の推進と環境の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
85	「育児・介護休業法」に関する普及・啓発の推進	育児や介護を担う労働者が働き続けられるよう、男女とも取得できる「育児・介護休業法」の周知を図る。	継続	経済課
86	事業所等における育児・介護休業制度の導入促進	事業所に対して、育児・介護休業制度の導入の促進と、職場復帰しやすい環境づくりについての働きかけを行う。	継続	経済課
87	労働時間の短縮等についての啓発の推進	職場・家庭・地域のバランスのとれた生活を確保できるように、労働時間の短縮等について啓発を進める。	継続	経済課
58 再	家庭責任の分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく消費生活について広報・啓発する。	拡充	くらしの支援課
88	母性健康管理に関する啓発の推進	職場における母性健康管理に関する意識啓発を行う。	継続	経済課
60 再	介護に関する講座の開設	介護の知識・技術習得のため、介護に関する講座を開設する。	継続	介護福祉課

施策の方向 2 ● 子育て支援策の充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
89	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため、保育所（園）の整備を行う。	拡充	児童福祉課
90	延長保育の充実	保育所の通常開所時間外の保育ニーズへの対応を図る。	継続	児童福祉課
91	病後児保育の導入	家庭や保育士の居宅において、病気回復期にある児童を一時的に預かる保育導入を図る。	新規	児童福祉課
92	一時保育の充実	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育を充実する。	継続	児童福祉課

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区 分	担 当 課
93	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後に家庭が留守になっている児童について、専用教室と空き教室で遊びの指導や生活指導などを行う。	拡充	児童福祉課
94	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における時間外の預かり保育をさらに充実する。	継続	学校教育課
9 再	子育てハンドブック作成・配布	母子健康手帳交付時に、子育てハンドブックを配布し、家庭における子育ての情報提供をする。	継続	児童福祉課
6 再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課
95	サタデーパパ教室の開催	休日の父と子のふれあいを密にするため、父子でできる簡単な親子遊び教室を開催する。	新規	児童福祉課
96	子育て相談の充実	電話や窓口で相談を受けたり、保育所（園）において園庭、園舎を開放し、必要な情報や関係機関の紹介・連絡を行う。	継続	保健センター 児童福祉課
97	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課

主要課題3 ● 多様な働き方への支援

施策の方向1 ● 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区 分	担 当 課
98	「パートタイム労働法」等の普及・啓発の推進	事業所に対し、短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」の普及促進を行う。	継続	経済課 くらしの支援課
83 再	新しい就業形態に関する情報提供の充実	ＳＯＨＯやテレワークなどの情報技術を活用した新しい就業形態を促進するため、情報提供の充実を図る。	新規	経済課

施策の方向 2 ● 起業、再就職に対する支援

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
99	女性起業家に対する講座等の情報収集・提供	女性の起業の手助けを図るため、関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供する。	継続	経済課
100	再就職に関する情報の提供	ハローワークや県、(財)21世紀職業財団と連携し、就職・再就職のための情報を収集・提供する。	継続	経済課
101	再就職講座の開設	結婚や出産・育児等により一旦仕事を辞め、再び働くことを目指している女性を対象に、再就職に必要な能力や意識を育成するための講座を開設する。	新規	経済課 くらしの支援課

施策の方向 3 ● 商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
102	女性の起業や経営参画の促進	産地直送販売などの活動を支援し、女性の起業や経営参画を促進する。	継続	経済課
103	商工会活動の推進	商工業に従事する女性の経営能力の向上や地域リーダーの育成を図るための研修等への支援を行う。	継続	経済課
104	家族経営協定の周知・締結促進	家族経営体の構成員の役割分担、給料制、休日労働時間等の意識啓発を図る。	継続	経済課

基本目標 4 健康で安心して暮らせる生活環境の整備

主要課題 1 ● 子どもが健やかに育つ環境整備

施策の方向 1 ● 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

№	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
105	次世代育成支援地域行動計画の推進	安心して子育てできる環境づくりを考える計画を策定し、推進する。	継続	児童福祉課
106	地域子育て支援センターの充実	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル等の育児支援を行う。	拡充	児童福祉課
107	ファミリー・サポートセンターの充実	市民の相互援助組織であるファミリー・サポートセンターの機能を充実する。	継続	児童福祉課
94 再	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後に家庭が留守になっている児童について、専用教室と空き教室で遊びの指導や生活指導などを行う。	継続	児童福祉課
108	子育てホームページでの情報提供	市の子育て関連機関のホームページを立ち上げ、総合的な情報を提供する。	継続	児童福祉課
109	子育て広場の推進	子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供する。	拡充	児童福祉課
110	児童館活動の充実	児童館まつり、あそぼうかい、ゲーム大会、子ども相談などの事業を充実する。	継続	児童福祉課
111	ブックスタート	乳幼児期からの読書の楽しさや、絵本を介した親子のふれあいの大切さの再認識を図るため、4か月児健康診査時に絵本2冊を含む「ブックスタートパック」を配布する。	継続	中央図書館
112	青少年ワークキャンプ	2泊3日研修キャンプ（福祉体験学習）や独居高齢者宅へのホームステイ、障害者との交流を行う。	継続	社会福祉協議会
113	児童手当支給事業	小学校3学年終了前の子どもを養育している人を対象に、1人目と2人目がそれぞれ月額5千円、3人目以降は1人につき1万円を支給する。	継続	児童福祉課

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
114	医療福祉費支給制度	乳幼児，妊産婦，重度障害者等，18歳未満の児童を療育するひとり親家庭に対し，医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
115	食に関する指導	小・中学校における「食に関する指導」を推進する。	継続	学校教育課 指導室
116	食育講座	子育て支援センターにおいて食に関するマナーや食の選択能力を育む講座を開設する。	継続	児童福祉課
117	食生活改善推進員による親子料理教室	小学生の親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導，調理実習等を行う。	継続	保健センター
118	青少年健全育成対策の充実	青少年の健全育成に関する街頭啓発活動，自動販売機，コンビニエンスストア等に対する訪問指導を実施する。	継続	生涯学習課
90 再	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため，保育所（園）の整備を行う。	拡充	児童福祉課
119	公共施設の施設整備	施設の更新に合わせて授乳室やベビーベッドなどの設置を図る。	継続	財政課
120	安心して使える公園の確保	公園遊具の安全点検を進めるとともに，市民との協働による樹木等の管理を推進し，安全で使いやすい公園を確保する。	継続	都市計画課

施策の方向 2 ● 児童虐待防止の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
121	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	広報紙等を通して児童虐待防止に向けた啓発を行う。	継続	児童福祉課 保健センター
122	児童虐待防止ネットワーク会議の充実	関係機関との連携を図り児童虐待防止ネットワーク会議を発足させ，児童虐待防止に努める。	新規	児童福祉課 指導室 保健センター
123	児童虐待の早期発見と予防体制の整備	健康相談，健診や訪問指導等の機会に児童虐待の早期発見及び防止に努める。	継続	保健センター

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
124	民生委員・児童委員活動の推進	担当地域内の児童の生活・環境状態を掌握することで、地域内の児童虐待の早期発見に努める。	継続	社会福祉課
125	児童虐待等に関する相談体制の充実	家庭児童相談員やケースワーカーによる相談や指導を行う。	継続	児童福祉課

施策の方向3 ● 子どもに関する相談支援体制の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
98 再	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課
97 再	子育て相談の充実	電話や窓口で相談を受けたり、保育所（園）において園庭、園舎を開放し、必要な情報や関係機関の紹介・連絡を行う。	継続	児童福祉課 保健センター
126	乳幼児・児童の相談の実施	乳幼児・児童のあらゆる問題に対し、家庭相談員・保育士・保健師・教員の立場で相談及び指導を行う。	継続	児童福祉課 保健センター 指導室
127	教育相談の実施	小学校においては担任と心の教育相談員による相談、中学校では担任による相談に加えてスクールカウンセラー、心の教育相談員を配置している。また、不登校児童への適応指導教室での指導、指導員による相談や家庭訪問を実施。	継続	指導室

主要課題 2 ● 一生涯の健康づくり

施策の方向 1 ● 生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
128	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの広報啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認識の浸透を図るため、啓発や情報提供を行う。	新規	保健センター くらしの支援課
129	小・中学校における健康教育の推進	小・中学校において健康に関する問題についての正しい知識の普及啓発を図る。	継続	指導室

施策の方向 2 ● 母子保健サービスの充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
130	母子の健康に関する広報活動の実施	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう、広報活動をする。	継続	保健センター くらしの支援課
131	母子保健サービスの充実	乳幼児健康診査，新生児訪問，乳幼児訪問指導，育児相談，予防接種などを実施する。	継続	保健センター
132	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態を記録できる手帳の交付を行う。	継続	保健センター
133	医療サービス体制の充実	妊娠，乳幼児一般健康診査受診券の交付，休日夜間の小児救急医療体制の整備をする。	継続	保健センター
134	小児救急医療体制における近隣市との連携	7市町村で2つの病院を輪番制で運営する小児救急医療輪番制により，休日・夜間の小児救急医療の充実を図る。	継続	保健センター
135	ライフステージに応じた健康相談の実施	女性のライフステージに応じた課題に対応する健康相談を実施する。	継続	保健センター

施策の方向3 ● 心身の健康保持・増進への支援

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
136	健康づくりに関する相談の充実	一人ひとりの健康状態に応じた相談を実施。	継続	保健センター
137	健康もりや・健やか親子21計画の推進	個人の力，家族の力，地域の力，行政の力を合わせて，一人ひとりが生きがいに満ち，家族，地域でふれあいながらいきいきと暮らすための施策を推進する。	拡充	保健センター
138	薬物乱用防止に関する啓発活動	県・保健所等からの情報を収集し，提供する。保健所が配置する薬物乱用防止指導員による，啓発活動の実施。	継続	保健センター
139	思春期教育の充実	小・中学校を対象とした保健師による出前講座を実施し，思春期や性に関する学習機会を提供する。	拡充	保健センター
140	みんなでつくる明るい学校づくり	中学生の規範意識を高め，社会性を育てるため，「みんなでつくる明るい学校づくり報告会」への生徒，PTA，教員の参加を促進する。	継続	学校教育課
141	市民スポーツフェスティバル	誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として実施する。	継続	生涯学習課
142	守谷ハーフマラソン	幅広い年齢層の交流と健康増進を図る。	継続	生涯学習課
143	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種教室・大会を開催することにより，市民相互の交流・親睦を図る。	継続	生涯学習課
144	学校体育施設開放事業	平日夜間，土・日の体育館開放（小・中学校），土・日の校庭開放（小学校）を実施し，市民が健康増進を図るための活動場所を提供する。	継続	生涯学習課

主要課題3 ● 高齢者，障害者等に対する自立支援

施策の方向1 ● 高齢者の自立支援（生活機能の向上）

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
145	食の自立支援事業 （配食サービス）	調理が困難な高齢者等に対して，栄養バランスのとれた食事を提供するとともに，安否の確認をする。	継続	介護福祉課
146	生きがい活動支援通所事業	住み慣れた地域のげんき館や各公民館の出前サロン等で，いきいきと楽しく趣味活動や日常動作訓練等の各種事業を実施し，心身機能の向上と介護予防を図る。	拡充	介護福祉課
147	軽度生活援助事業	軽易な日常生活（掃除，洗濯等）の援助を行い，高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	継続	介護福祉課
148	老人クラブへの助成	老人クラブ運営の支援を行う。	継続	介護福祉課
149	生活機能相談事業	身の回りの事や外出等に不自由がでてきたときに，保健師や作業療法士，理学療法士等の専門相談員が一人ひとりに対応する。	拡充	介護福祉課
150	生活福祉資金制度	低所得世帯，障害者世帯，高齢者世帯に必要な資金の貸付けと援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会
151	レインボー体操の推進	げんき館，げんきサロン，出前サロンにおいて，レインボー体操の推進を図る。	拡充	社会福祉協議会
152	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき，安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	継続	企画課

施策の方向2 ● 障害のある人に対する支援

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
153	障害者に対する各種制度の周知	積極的な広報活動により各種制度の情報を提供するほか、民生・児童委員、身体・知的障害者相談員等との連携を密にするなど、各種制度の周知に努める。	継続	社会福祉課
154	精神障害者への援助	精神障害者による申請手続きについて支援を行う。	継続	社会福祉課
155	障害者デイサービス事業の促進	障害のある人に対して、入浴サービス等の援助を行う。	継続	社会福祉課
156	障害児ショートステイサービス	保護者の疾患等の理由により、家庭において障害がある児童を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる。	継続	社会福祉課
157	障害児福祉手当等の支給	身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある障害者及び障害児に対して支給する。	継続	社会福祉課
158	在宅障害児福祉手当の支給	市在宅障害児福祉手当支給条例の支給要件に該当する、20歳未満の心身に障害のある児童を養育している保護者に支給。（障害児福祉手当の受給者は対象にならない。）	継続	社会福祉課
159	更生医療の給付	身体障害児（者）が障害を取り除いたり軽減して日常生活を容易にするため、更生医療（18歳以上）を給付する。	継続	社会福祉課
160	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に対して支給する。	継続	社会福祉課
114 再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊産婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
150 再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付けと援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
161	身体障害者スポーツ大会	身体に障害のある人がスポーツを通して社会参加を促すことを目的に開催する。	継続	社会福祉課
162	手話通訳による社会参加の促進	手話の未経験者に初年度20回の基礎講習，2年目20回の初級講習を行い，県組織での活動を目指す。	継続	社会福祉課
163	障害児の支援・教育の充実	障害のある幼児に対する療育の充実を図る。	継続	障害者福祉センター
164	子ども療育教室	心身に障害のある，もしくは発達に何らかの問題を持つ利用者の成長を助長するために，親子で通園し，日常生活における基本動作の指導，集団生活への適応などの療育訓練を実施する。	継続	障害者福祉センター
165	特殊教育就学奨励費補助	特殊教育を受ける児童・生徒を養育する世帯への経済的負担の軽減を図る。	継続	学校教育課
152 再	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき，安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	継続	企画課
166	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	障害のある人が台所や玄関スロープ等の改修工事を行い，快適な生活を送るための援助をする。	継続	社会福祉課

施策の方向3 ● 要介護状態にならないための介護予防

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
146 再	生きがい活動支援通所事業	住み慣れた地域のげんき館や各公民館の出前サロン等で，いきいきと楽しく趣味活動や日常動作訓練等の各種事業を実施し，心身機能の向上と介護予防を図る。	拡充	介護福祉課
149 再	生活機能相談事業	身の回りのことや外出等に不自由ができたときに，保健師や作業療法士，理学療法士等の専門相談員が一人ひとりに対応する。	拡充	介護福祉課
167	寝たきり防止事業の推進	高齢者ができる限り要介護状態になることなく，健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援する。	継続	社会福祉協議会

施策の方向4 ● ひとり親家庭等に対する支援体制の充実

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
168	ひとり親家庭等に対する情報提供	守谷市母子寡婦福祉会において、ひとり親家庭等に対する情報提供を行う。	継続	児童福祉課
169	母子寡婦福祉資金の貸付け	「母子及び寡婦福祉法」に基づく事業資金、就学資金などの貸付けを行う。	継続	児童福祉課
170	児童扶養手当の支給	父親と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを養育している母親又は養育者に、手当を支給する。	継続	児童福祉課
171	母子・父子福祉手当の支給	借家住まいで18歳未満の子のいるひとり親家庭（母子・父子家庭）に対し、月5千円を支給する。	継続	児童福祉課
114 再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊産婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
150 再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付けと援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会

●市職員を対象とした事業

基本目標 1 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立

主要課題 2 ● 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

施策の方向 1 ● 男女共同参画に関する意識啓発

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
	男女共同参画に関する市職員研修の実施	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう、市職員を対象とした研修を行う。	新規	総務課 くらしの支援課
	男女共同参画に関する市管理職研修の実施	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう、市管理職員を対象とした研修を行う。	新規	総務課 くらしの支援課

主要課題 3 ● 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向 2 ● セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
	セクシュアル・ハラスメントに関する市職員研修の実施	市職員に対して、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。	新規	総務課
	市職員対象セクシュアル・ハラスメント対策委員会の設置	市職員を対象に、セクシュアル・ハラスメント対策委員会を設置し、相談に応じる。	継続	総務課

施策の方向 3 ● 相談体制の整備

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区分	担 当 課
	市職員向けセクシュアル・ハラスメント相談員の配置	市職員向けのセクシュアル・ハラスメント相談員として、6名を指定している。	継続	総務課

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

主要課題1 ● 政策・方針決定の場への女性の参画促進

施策の方向3 ● 市・事業所・団体における女性の参画促進

No	具 体 的 事 業	事 業 概 要	区 分	担 当 課
	市女性管理職と女性職員の交流機会の充実	政策・方針決定過程に積極的に参加していくために、女性職員の意識改革を図ることを目的として、女性管理職と女性職員による交流の機会を設ける。	新規	総務課
	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、その能力に応じて管理職への積極的な登用を図る。	拡充	総務課